

文部科学省研究振興局
令和 7 年 3 月 18 日

次世代医療実現のための基盤形成に関する検討会議設置要綱

1. 設置の目的

令和 8 年度以降のゲノム医療分野に関する研究開発の推進方策等について検討するため、「次世代医療実現のための基盤形成に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

(1) ゲノム医療分野に関する研究開発の推進方策について

3. 委員の任命

(1) 委員は、有識者から文部科学省研究振興局長が任命する。

(2) 委員の任期は、委嘱した日から令和 7 年 3 月末日までとする。

4. 検討会の運営

(1) 検討会に主査及び副主査を置き、検討会に属する委員のうちから文部科学省研究振興局長が指名する者が、これに当たる。副主査は、主査に事故等があるときは、その職務を代理する。

(2) 主査は、検討会の事務を掌理する。

(3) 主査は、検討会の会議を召集する。

(4) 主査は、検討会の会議の議長となり、議事を整理する。

(5) 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(6) 主査が必要と認めるときは、委員は、テレビ会議システムを利用して会議に出席することができる。

5. 設置期間

検討会の設置が決定された日から令和 7 年 3 月末日までとする。

6. 情報公開

(1) 検討会は原則公開とし、会議終了後に議事録等を公表することとする。

(2) 当事者又は第三者の利益を害する可能性のある議事等、非公開とすることが適当と主査が判断する議事については、全部又は一部を非公開とすることができる。その際、非公開とされた部分の議事録等は非公表とし、議事要旨を会議終了後に公表するものとする。

7. 庶務

検討会に係る庶務は、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課において処理する。

8. 雑務

この設置要項に定めるもののほか、検討会の議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、主査が検討会に諮って定める。